

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転業務従事者安全衛生教育(再教育) 開催ご案内

労働安全衛生法第60条の2第1項において、安全衛生の水準の向上を図るため、危険有害な業務についている者に対し、安全衛生のための教育を行うよう努めなければならないと規定されています。

同法第60条の2第2項に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」及び平成元年5月22日付け基発第247号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」により、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者に対して5年ごと等に「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育」を行うよう努めなければなりません。

北海道労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会北海道支部
<http://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 開催日時・会場・定員

開始時刻の10分前までに受付けをしてください。

1回目 令和5年 3月22日(水) 9:00～16:15 (定員70名)

サンライフ北見 (北見市東三輪5丁目1番地16)

2回目 令和5年 4月20日(木) 9:00～16:15 (定員90名)

網走建設業協会 (網走市南2条西3丁目)

2. 講習科目

- | | |
|---|--------|
| ① 最近の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の特徴(最近の機械) | 2時間00分 |
| ② 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の取扱いと保守(取扱いと保守) | 2時間00分 |
| ③ 災害事例及び関係法令(災害事例等) | 2時間00分 |
| ④ 講習時間合計 | 6時間00分 |

3. 時間割

時間	9:00～9:05	9:05～12:00	12:00～12:45	12:45～13:55	14:05～16:15
項目	オリエンテーション	最近の機械・取扱いと保守 (休憩10分)	昼食休憩	取扱いと保守	災害事例等 (休憩10)

4. 受講対象者

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者

5. 受講料

受講料(教材費込み) 10,370円(消費税込み)

6. 修了証

所定の科目・時間を全て受講された方へ「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育修了証」を交付します。

7. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」（いずれかの写しを添付）
自動車運転免許証（住所変更されている方は表裏両面）、マイナンバーカード（表面のみ）
パスポート、住民票（個人番号が記載されていないもの）、健康保険証等
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「証明写真（カラー）2枚」（縦3.0cm×横2.5cm）上半身無帽で最近6ヶ月以内に撮影したもの。
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
(色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの等は不可。)
- ④ 「受講料」
- ⑤ 「受講資格を証明する書類」
「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証」の写し（表裏の両面）
を提出してください。安全衛生教育（再教育）修了証は、「受講資格を証明する書類」に該当しませんのでご注意ください。
- ⑥ 「修了証郵送料（244円分の切手）」（現金での納付はできません。）

8. 申込先

建設業労働災害防止協会北海道支部 北見分会（略称：建災防北見分会）

〒093-0012 網走市南2条西3丁目 網走建設業協会内

TEL: 0152-67-6577 FAX: 0152-43-6810

9. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りですが、定員に達した場合は受講受付を終了しますのでご了承ください。
(受付け締切り後に届いた申込書等は返却します。)
- ② 原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻します。（他の開催日に振替えることが可能な場合は、希望により振替えます。）
- ③ 証明写真（カラー、縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入）2枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
- ④ 受講者が30名以上となる場合は、個別開催に応じますのでご相談ください。

10. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ 原則として遅刻は認められません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了証は交付されません。（いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。）
- ④ 所定の科目と時間を受講した方に修了証を交付します。途中退席した場合は修了と認められませんので、講義中に座席を離れないようにしてください。

- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。
昼食休憩時間は 45 分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。
また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 筆記用具を持参してください。講義中は講義に使用するもの（テキスト、ノート、筆記具等）以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル・缶飲料・水筒等を机の上に置いて、水分補給を行うことができます。
- ⑧ 会場は禁煙です。講義中は座席を離れないようにしてください。

11. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13（氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例）に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項（外国人住民の通称の住民票への記載等）に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

12. 申込み方法 次の①～③いずれかの方法でお申し込みください。

- ①直接持参 → 7.申込に必要なものを同封して北見分会事務局まで持参して下さい。
- ②現金書留 → 7.申込に必要なものを同封して北見分会事務局まで郵送して下さい。
- ③銀行振込 → 7.申込に必要なものを北見分会事務局まで持参又は郵送していただき、
受講料及びテキスト代は下記の受講料等振込口座へお振り込み下さい。

※②、③でお申し込みの方は、領収書及び受講券発送用の自社宛封筒(84円切手添付)を同封して下さい。

○受講料等振込口座

網走信用金庫 本店 普通 0596423 【口座名義 建災防北見分会】

※お振り込みの際の留意事項

- ・受講料は前納制となります。
事前に入金がない場合は、受講できませんのでご注意下さい。
- ・受講料は、遅くとも受講日の1週間前までに上記の指定口座にお振り込み下さい。
入金確認後、受講券を発送いたします。
- ・振込手数料は申込者のご負担となります。

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※は記入しないで下さい。

※受付 第 号

カラー写真2枚

縦3.0cm×横2.5cm

写真はこの欄に糊付けしないで、写真的裏面に氏名を記入して提出してください。

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転業務従事者安全衛生教育(再教育)受講申込書

ふりがな		性別	昭和 年 月 日 平成 (満 歳)
氏名		男 生年月日 女	
現住所	〒 -	有・無	併記を希望する氏名又は通称
所属事業場	〒 - 事業場名	電話 () -	
連絡担当者職氏名	所属部署 職氏名	電話 () -	
修了証の送付先	修了証を送付する場合は現住所へ郵送します。現住所以外への郵送を希望する場合は郵送先を記入してください。	〒 -	電話 () -
建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿		受講希望日 (○印を記入)	①令和5年3月22日(水) ②令和5年4月20日(木)

令和 年 月 日

申込者
(受講者氏名) _____

- (注) 1. この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。
 2. 写真(カラー、縦3.0cm・横2.5cm)2枚と「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証」の写し(表裏の両面)を添付してください。
 安全衛生教育(再教育)修了証は、「受講資格を証明する書類」に該当しませんのでご注意ください。
 3. 受講申込書に記載された事項は、修了証の発行以外の事業において使用することはありません。

【※事務局記入欄】

※修了証番号	号
※修了証交付年月日	令和 年 月 日

建設事業主等に対する助成金

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育は、厚生労働省の人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっていますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

《主な支給要件》

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が16.5/1,000の適用を受ける建設事業主
3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

《助 成 額》

1. 経費助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 支給対象費用の**3／4**
② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 35歳未満 支給対象費用の**7／10**
35歳以上 支給対象費用の**9／20**

2. 賃金助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 一人当たり日額 **8,550円** [9,405円]
② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 一人当たり日額 **7,600円** [8,360円]
- ※〔 〕内は受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

3. 生産性向上助成

生産性要件を満たした場合は、上記の支給決定後、助成額が増額される場合がありますので、詳細は労働局にお聞きいただきか厚生労働省又は労働局のホームページをご覧ください。

《その他留意点》

1. 支給申請書の提出

講習終了の翌日から起算して**2ヵ月以内**に、必要書類一式を北海道労働局（又は管轄都府県労働局）に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出先及び手続等に関するお問い合わせ先

北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係

札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話011-738-1043

※ この助成金を利用する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局（又は厚生労働省）のホームページからダウンロード出来ます。

当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2. 支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書（建技様式第3号別紙1）」の受講証明は、当支部で行っています。

建設業労働災害防止協会 北海道支部

札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館7階 電話011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問い合わせについては、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会窓口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。